

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松 本 和 也

一 道路の種類 県道

二 路線名 白岡停車場南新宿線

三 道路の区域

新 A	旧 A	旧 新 別
白岡市小久喜字相野谷一一四〇番一 地先から同市小久喜字相野谷一一三九番二地先まで	白岡市小久喜字向原一二一四番四地先から同市小久喜字相野谷一一三九番二地先まで	区 間
七・〇〇〃六・九〇	七・〇〇〃六・八〇	敷地の幅員 (メートル)
一一三・〇〇	一四六・〇〇	延 長 (メートル)
令和八年三月二十七日付けで新Aを除く旧Aを白岡市に引き継ぐ。		備 考